

審 査 基 準

令和 7 年10月 9 日作成

法 令 名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項	第 3 1 条の 2 3 において準用する第 1 0 条の 2 第 1 項
処 分 の 概 要	特例特定遊興飲食店営業者の認定
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 3 1 条の 2 3 において準用する第 1 0 条の 2 第 2 項（認定申請の手続） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第 2 1 条において準用する第 5 条（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請書の添付書類） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第 9 2 条において準用する第 2 4 条（認定の基準）、第 9 3 条（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請の手続）
審 査 基 準	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 3 1 条の 2 3 において準用する第 1 0 条の 2 第 1 項第 2 号 「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中に認定の申請がなされた場合等が当たる。
標 準 処 理 期 間	別紙を参照
申 請 先	申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の担当窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）
備 考	法令の定め の 解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年 5 月 30 日 警察庁生活安全局）第 1 6 及び第 2 6 を参照すること。

別紙

特例特定遊興飲食店営業者の認定については、認定対象の営業所の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

30日

申請に係る営業所の実態調査を行った日から30日以内